

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	2018 会計年度国防授權法とアメリカの国防政策
他言語論題 Title in other language	FY2018 National Defense Authorization Act and U.S. Defense Policy
著者 / 所属 Author(s)	廣瀬 淳子 (Hirose, Junko) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 海外立法情報調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	809
刊行日 Issue Date	2018-06-20
ページ Pages	01-20
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	国防予算の大枠や主要な国防政策を定める 2018 会計年度国防授權法が、2017 年 12 月に成立した。トランプ政権の国防予算の増額、国防力強化の方針と基本的に一致するものである。

- * 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。
- * 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

2018 会計年度国防授權法とアメリカの国防政策

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 海外立法情報調査室主任 廣瀬 淳子

目 次

はじめに

I 国防授權法とは

II 主要兵器等に係る重点項目

1 航空機

2 艦船

3 核戦力

4 ミサイル防衛

III 国防省の組織の改編と兵力の増強

1 宇宙を所管する組織の再編等

2 現役兵員数の増強

3 軍人給与の引上げ

4 国防省の調達改革

5 国防省高官の責務等

IV サイバー空間の防衛

1 サイバー作戦に関する連邦議会の監視機能の強化

2 国家的サイバー政策

3 戦略的情報戦等の情報の集約

4 戦略的サイバーセキュリティプログラムの策定

5 サイバー態勢見直し

V 各国等に対する政策

1 ロシア政策

2 インド・アジア・太平洋地域政策

3 日米韓安全保障体制

4 北朝鮮の核・ミサイル対策

VI 基地等の閉鎖禁止

1 国内基地の再編・閉鎖禁止

2 グアタナモ収容所の閉鎖禁止とテロ容疑者等の移送の禁止

おわりに

要 旨

- ① アメリカでは、2017年12月に2018会計年度国防授權法が成立した。国防授權法は、1961会計年度以来、毎会計年度成立している。国防授權法は、国防省歳出予算法の前提となる法律で、国防予算の大枠や主要な国防政策、国防省の組織の改編等を定めるものである。また、国防省の説明責任や透明性を向上させるために、連邦議会への報告義務など、多数の行政監視条項も盛り込まれている。
- ② 2018会計年度国防授權法では、主要な航空機、艦船、核戦力、ミサイル防衛等について、いずれもトランプ政権の予算要求と同等かそれを上回る予算が授權された。現役兵員数についても、陸軍や海兵隊で政権の要求を上回る増強が認められた。軍人給与についても、政権の要求を上回る2.4%の引上げとなった。
- ③ アメリカの国防政策の重点分野となっているサイバー空間の防衛については、サイバー作戦に関する連邦議会の監視機能の強化が図られた。大統領はサイバーセキュリティやサイバー戦争に関する国家政策を策定すること、国防長官は国防省の全省的なサイバー関連の情報の集約を進めること、戦略的サイバーセキュリティプログラムの策定計画を作成すること、今後5～10年間の包括的なサイバー態勢の見直しを実施すること等が規定された。
- ④ アメリカの安全保障にとって、中国、イラン、北朝鮮などと並んで主要な脅威として位置付けられているロシアに対しては、包括的な対ロシア戦略の策定や、サイバー対策、中距離核戦力全廃条約（INF条約）の順守を促す措置の実施等が規定された。インド・アジア・太平洋地域については、この地域における米軍の態勢を強化するべきとされた。日米韓安全保障体制については、アメリカがこれを重視しコミットしていくことが表明された。また、北朝鮮の核・ミサイル対策についても、拡大抑止政策にコミットすることが表明された。
- ⑤ トランプ政権は、オバマ政権下での国防予算の削減から、国防予算の大幅増加による国防力の強化、とりわけ米軍が直面していた即応性の低下などの深刻な課題への対応へと大きく政策を転換した。2018会計年度国防授權法の主要条項は、トランプ政権の国防政策と基本的には一致する方向性を示すものである。

はじめに

アメリカでは 2018 会計年度国防授權法⁽¹⁾（以下「2018 年度法」）が、2017 年 12 月 12 日に成立した。国防授權法は、国防省歳出予算法の前提となる法律で、国防予算の大枠や主要な国防政策、国防省の組織の改編等を定めるものである。国防予算をめぐるのは、2017 年 5 月のトランプ（Donald J. Trump）政権初の予算教書で大幅増額の方針が示された⁽²⁾が、2018 年度法ではそれを更に上回る規模の予算が授權された。オバマ（Barack H. Obama）政権下での国防予算の削減⁽³⁾で低下した米軍の即応性の回復や、減少傾向にあった各軍の兵力の増加による戦力の再建など、2018 年度法は米軍が直面している深刻な課題への対応に重点を置くものである。

本稿では、国防授權法の位置付けを明らかにした上で、2018 年度法における国防省の改革やサイバー防衛、対ロシア、日米韓安全保障体制、北朝鮮の核・ミサイル対策など主要な国防政策を中心に、その概要をトランプ政権が打ち出した国防政策と比較しながら紹介する。

I 国防授權法とは

国防授權法は、1961 会計年度以来、毎会計年度成立してきた⁽⁴⁾。

アメリカにおける通常の前編審議過程は、授權法案の審議とその成立後の歳出予算法案の審議の二段階を経る。授權法は、連邦政府の省庁の組織の運営や、活動、施策等に法的根拠を与え、歳出予算法の立法を承認（授權）するもので、歳出予算法の前提となる法律である。ただし、国防授權法は、国防省歳出予算法を代替することはできない。

法律上は、歳出予算法の前提として授權法を成立させなくてはならないことは明示的には規定されていない⁽⁵⁾。しかし、連邦議会両院の規則や先例で、授權法で承認されていない歳出予算を原則として禁じている⁽⁶⁾。

国防授權法は、国防省、エネルギー省の国防関係原子力プログラム、その他の連邦政府の国防関係の活動に対する歳出予算法の立法を授權し、予算額の上限や指標を提示し、予算の使用目的や使用額の制限等も規定するものである。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018 年 5 月 14 日である。

(1) National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2018, P.L.115-91. 国防権限法と訳される場合もあるが、本稿では国防授權法とする。

(2) Executive Office of the President, Office of Management and Budget, *Budget of the U.S. Government: A New Foundation For American Greatness Fiscal Year 2018*, 2017. <<https://www.whitehouse.gov/sites/whitehouse.gov/files/omb/budget/fy2018/budget.pdf>> 詳細については、廣瀬淳子「トランプ政権の国防予算」『レファレンス』803号, 2017.12, pp.31-48. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11003875_po_080302.pdf?contentNo=1> を参照。

(3) 詳細については、福田毅「オバマ政権による国防予算削減の動向—強制削減の発動と国防戦略・兵力計画の修正—」『レファレンス』793号, 2017.2, pp.61-88. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10308614_po_079305.pdf?contentNo=1> を参照。

(4) “History of the NDAA: The National Defense Authorization Act (NDAA), FY1961-FY2017.” United States House of Representatives Committee on Armed Services Website <<https://armedservices.house.gov/ndaa/history-ndaa>>

(5) United States Government Accountability Office, Office of the General Counsel, *Principles of Federal Appropriations Law, Chapter 2 The Legal Framework*, 4th ed., 2016 rev., GAO-16-464SP, 2016, p.2-55. <<https://www.gao.gov/assets/680/675709.pdf>>

(6) 下院規則第 21 条第 2 項、上院規則第 14 条

また、国防省の組織や機構の改編、国防政策の優先課題・主要プログラムとその担当者である役職者の責務、調達方針や管理等に関する条項、軍人の定員、給与、社会保障給付、人事政策、教育・研修、軍事司法等に関する条項、諸外国に対する政策やプログラム、連邦議会としての各国の現状等に対する政治的意思の表明条項、などが置かれる。

国防省の説明責任や透明性を向上させるため、国防授権法には行政監視条項も多数盛り込まれる。具体的には、新規の政策やプログラム等の概要や進捗状況について、国防長官等が、連邦議会の関係委員会に対して一定の期限を定めて報告する義務などが規定されている。

II 主要兵器等に係る重点項目

2018 年度法は、国防省とエネルギー省の国防プログラムの基礎予算⁽⁷⁾として 6264 億ドル、海外戦費等として 658 億ドル、総額 6921 億ドルを授権した。トランプ政権の 2018 会計年度の予算教書での要求額より、261 億ドルの増額となっている⁽⁸⁾。

主要兵器等に係る重点項目は、次のとおりである。

1 航空機

2018 年度法では、現在及び将来の脅威に対応するための主要な軍事力の近代化が優先課題であるとして、主要航空機の調達については次ページの表 1 に示したように、F-35 ライトニング II 戦闘機 90 機⁽⁹⁾（政権の要求は 70 機、以下括弧内は政権要求数）、F/A-18 スーパーホーネット戦闘攻撃機 24 機（14 機）、V-22 オスプレイ航空機 12 機（6 機）、AH-64E アパッチガーディアン攻撃ヘリコプター 71 機（61 機）、など、いずれも政権の要求数を上回る調達を認めた。

また、空軍省長官は、2017 年 10 月 1 日から 2022 年 10 月 1 日までの期間に、空軍の戦闘機について、最低でも 1970 機態勢を維持しなければならない⁽¹⁰⁾と定められた。

2 艦船

近年の安全保障環境の変化に対応するため、海軍力を増強することも課題となっている。

戦闘艦について 2018 年度法では、トランプ政権の予算要求を 5 隻上回る、14 隻の建造予算が授権された⁽¹¹⁾。コロンビア級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦（SSBN）、フォード級空母、アーレイバーク級駆逐艦、バージニア級攻撃原子力潜水艦、沿岸戦闘艦（LCS）、次世代揚陸艦（LX（R））又は次世代ドック型輸送揚陸艦（LPD-30）、等である⁽¹²⁾。

海軍は、2016 年 12 月に発表した戦力分析⁽¹³⁾の結果、新たな戦力の構築目標として、戦闘艦の

(7) base budget. 国防省等の通常の活動や運営等に必要とされる予算。

(8) United States Senate Armed Services Committee, “NDAA FY18,” p.2. <<https://www.armed-services.senate.gov/imo/media/doc/FY18%20NDAA%20SASC%20Conference%20Summary%20FINAL.pdf>>

(9) 内訳は、空軍の F-35A が 56 機、海兵隊の F-35B が 24 機、海軍の F-35C が 10 機。

(10) 2018 年度法第 131 条 以下、条文番号は全て 2018 年度法のものである。

(11) United States Senate Armed Services Committee, *op.cit.*(8), p.4.

(12) *ibid.*, pp.4-5.

(13) “Executive Summary, 2016 Navy Force Structure Assessment (FSA),” December 15, 2016. Politico Website <<http://static.politico.com/b9/99/0ad9f79847bf8e8f6549c445f980/2016-navy-force-structure-assessment-fsa-executive-summary.pdf>> 海軍では戦略環境の変化に対応して、数年おきに戦力構造評価を実施している。

表 1 主要航空機

機種	2018 会計年度政権要求数	2018 会計年度国防授權法
F-35 ライトニング II 戦闘機	70	90
F/A-18 スーパーホーネット戦闘攻撃機	14	24
V-22 オスプレイ 航空機	6	12
AH-64E アパッチガーディアン攻撃ヘリコプター	61	71
CH-47 チヌーク輸送ヘリコプター	6	14
CH-53K キングスタリオン輸送ヘリコプター	4	4
UH-60M ブラックホーク多用途ヘリコプター	48	53
AH-1Z ヴァイパー攻撃ヘリコプター	22	29
HC-130J コンバットキング II 捜索救難機	2	3
MC-130J コマンドー II 特殊作戦機	5	11
KC-130J ハーキュリーズ空中給油機	2	6
KC-46A ペガサス空中給油機	15	17
E-2D 先進型ホークアイ早期警戒機	5	5
P-8A ポセイドン哨戒機	7	10
MQ-1 グレイイーグル無人機	11	17
MQ-9 リーパー無人機	16	16
RQ-4 グローバルホーク /MQ-4 トライトン無人機	3	3

(注) 単位は機。

(出典) “National Defense Authorization Act,” *HASC Communications*, 52539, p.10. United States House of Representatives Committee on Armed Services Website <https://armedservices.house.gov/sites/republicans.armedservices.house.gov/files/wysiwyg_uploaded/FY18%20NDAA%20Floor%20Summary%20vFinal.pdf> を基に筆者作成。

355 隻態勢を提示している。これを受けて 2018 年度法では、アメリカの政策として、現実的に実現可能な限り速やかに、最低でも 355 隻の態勢を構築しなければならないと規定された⁽¹⁴⁾。

3 核戦力

トランプ政権が 2017 年 12 月に公表した『国家安全保障戦略』において、核戦力は、「アメリカと同盟国、パートナー国への攻撃を抑止し、平和と安定を維持するアメリカの戦略の基礎である。核抑止戦略は全ての紛争を防ぐことはできないが、核攻撃、非核戦略攻撃、大規模通常攻撃を防ぐために不可欠である。」と位置付けられ、核戦力とインフラの近代化は優先的に取り組む事項として掲げられた⁽¹⁵⁾。『国家安全保障戦略』を受けて策定された 2018 年 1 月の『国家防衛戦略』においても、戦略核の三本柱⁽¹⁶⁾の近代化は、重点項目となっている⁽¹⁷⁾。2018 年 2 月に公表された『核態勢の見直し』においても、戦略核の三本柱の体制を持続する方針と、今後の更新計画が提示された⁽¹⁸⁾。

2018 年度法では、国防省の核戦力やエネルギー省の国家核安全保障局の核兵器関係の予算について、政権の要求がそのまま授權された。具体的には、空軍の優先事項である B-21 レイダー

(14) 第 1025 条

(15) *National Security Strategy of the United States of America*, December 2017, pp.30-31. White House Website <<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2017/12/NSS-Final-12-18-2017-0905.pdf>>

(16) 戦略核の三本柱は、潜水艦発射弾道ミサイル (SLBM) を搭載する SSBN、地上配備型大陸間弾道ミサイル (ICBM)、無誘導爆弾及び空中発射巡航ミサイル (ALCM) を運搬する戦略爆撃機から構成される。United States Department of Defense, *Nuclear Posture Review*, February 2018, pp.IX-X. <<https://media.defense.gov/2018/Feb/02/2001872886/-1/-1/1/2018-NUCLEAR-POSTURE-REVIEW-FINAL-REPORT.PDF>>

(17) 国家防衛戦略の本体は非公表で、概要のみが公表されている。United States Department of Defense, “Summary of the 2018 National Defense Strategy of the United States of America: Sharpening the American Military’s Competitive Edge,” January 2018, p.6. <<https://www.defense.gov/Portals/1/Documents/pubs/2018-National-Defense-Strategy-Summary.pdf>>

(18) United States Department of Defense, *op.cit.*(16), pp.IX-XI, 44-48.

戦略爆撃機の開発、海軍の 14 隻のオハイオ級 SSBN の後継の潜水艦として 12 隻のコロンビア級 SSBN の開発⁽¹⁹⁾、現在配備されているミニットマン 3 型の後継の新たな大陸間弾道ミサイル (ICBM) の開発、などである。

4 ミサイル防衛

2017 年の『国家安全保障戦略』においては、北朝鮮とイランからのミサイル攻撃に焦点を当てた多層的ミサイル防衛システムの強化が、優先的に取り組む措置として掲げられている⁽²⁰⁾。2018 年の『国家防衛戦略』においても、軍事能力の強化の重点項目として、多層的ミサイル防衛と破壊能力を挙げている⁽²¹⁾。

北朝鮮のミサイル開発の進展を受けて、ミサイル防衛体制のより早急な構築のために、2018 年度法では予算の増額が図られた。国防省のミサイル防衛庁 (MDA) 予算としてトランプ政権の要求額は 79 億ドルであったが、2018 年度法では 123 億ドルが授権された。

主要な項目としては、地上配備型防衛システム (GMD)、イージス弾道ミサイル防衛システム (Aegis BMD)、高高度防衛システム (THAAD) 等の調達予算や研究開発予算である。

GMD で使用する地上配備型迎撃体 (GBI) については、2018 年度法で最大 28 基の調達が認められたが、同法は、今後 44 基から 104 基へと増やす計画を作成するよう国防長官に求めた。

同法はまた、MDA に対しては、弾道ミサイル防衛のため宇宙に配置されるセンサーレイヤー (sensor layer) の開発を開始することも求めた。

Ⅲ 国防省の組織の改編と兵力の増強

2018 年度法には、国防省の組織の改編や兵力増強、調達改革等が規定された。

1 宇宙を所管する組織の再編等

(1) 宇宙軍団

宇宙関連の脅威が増大し、宇宙防衛の必要性がかつてなく高まる中で、国防省の宇宙関連の部署は省内の 60 以上の組織にわたっており、その統合と効率化が課題となっていた⁽²²⁾。

現在は、機能別の統合軍の一つである戦略軍 (Strategic Command) の下で、空軍の宇宙軍団 (Air Force Space Command) が運用されている。

2018 年度法案の下院通過法案には、空軍省に新たに衛星などの宇宙関連のプログラムを所管する宇宙軍 (Space Corps)⁽²³⁾を設置する規定と、2019 年 1 月 1 日までに戦略軍の下に、宇宙コマンド (Space Command) を設置する規定が含まれていた。上院通過法案には、このような条項は含まれていなかった。

(19) 開発のこれまでの詳細については、Ronald O'Rourke, "Navy Columbia (SSBN-826) Class Ballistic Missile Submarine Program: Background and Issues for Congress," *CRS Report*, R41129, March 13, 2018. <<https://fas.org/sgp/crs/weapons/R41129.pdf>> を参照。

(20) *National Security Strategy of the United States of America*, *op.cit.*(15), p.8.

(21) United States Department of Defense, *op.cit.*(17)

(22) United States Senate Armed Services Committee, *op.cit.*(8), p.8.

(23) 陸軍、海軍などの現在の 5 軍と並ぶ第 6 軍として宇宙軍とするが、海軍省と海兵隊のように、空軍省の管轄の下に置かれるとされた。

マティス (James N. Mattis) 国防長官は、下院通過法案の宇宙軍の新設については、宇宙に特化した組織を新設すると、現在の包括的なアプローチよりもより狭い、より細分化されたアプローチしか取れなくなると批判していた⁽²⁴⁾。現在宇宙関連のプログラムを主として所管している空軍省も、別個の組織の新設には反対していた。

2018 年度法では宇宙に特化した新たな組織として設置することは見送られたが、空軍内の宇宙関連の部署の組織が再編され、宇宙関係の調達、運用や人員に関する権限が空軍内で集約された。空軍の宇宙軍団の司令官 (Commander) の任期が、6 年間とされた。司令官は空軍における宇宙作戦、調達、訓練等に単独の権限を持つもので、空軍の宇宙兵力や運用の組織化、訓練、装備、商業衛星通信サービスの調達等について同人に新たな権限が付与された。⁽²⁵⁾

(2) 外国商業衛星の利用

宇宙での活動について、サイバーセキュリティ上の懸念等から、2018 年度法では、商業衛星の利用が制限された。国防長官は、中国、ロシア、北朝鮮、テロ支援国家やこれらの資本の法人により設計や製造された衛星サービスを受ける契約をしてはならないとされた。また、このような法人が打ち上げる衛星や、外国で設計又は製造された発射手段を利用して、商業衛星サービスを提供する契約を国防長官が締結してはならないとされた。ただし、2022 年 12 月 31 日までに発射される衛星については、この限りではない。⁽²⁶⁾

2 現役兵員数の増強

現役兵員数⁽²⁷⁾については、毎会計年度に定められる国防授權法で、その会計年度末の最大数が定められている。

2001 年の 9.11 テロ事件以降、アフガニスタンやイラクへの派兵等があり、現役兵員数は、陸軍と海兵隊では増加傾向にあったが、その後の撤兵開始により、オバマ政権下の 2012 会計年度以降、減員傾向が続いていた。海軍と空軍の現役兵員数については、2001 会計年度以降漸減傾向にあった。オバマ政権は、陸軍については、2012 会計年度の 56 万 2000 人から 2017 会計年度までに 49 万人へと、海兵隊については、2012 会計年度の 20 万 2000 人から 2017 会計年度に 18 万 2000 人へと削減する計画であった⁽²⁸⁾。その後 2014 年の『4 年ごとの国防見直し』において、陸軍については更に 44~45 万人に削減する方針が示されていた⁽²⁹⁾。

トランプ政権は米軍の即応性回復のため、現役兵員数についても表 2 のように 2017 年度法定数から更なる増員を要求していた。2018 年度法では、2017 会計年度の現役兵員の法定数より 16,600 人、政権の要求数より 8,500 人の増員となった。

各軍別に 2017 会計年度の現役兵員の法定数を 2018 会計年度の法定数と比較すると、2018 会

⁽²⁴⁾ Aaron Mehta, "Mattis 'very comfortable' with House, Senate defense bills," *Defense News*, July 14, 2017. <<https://www.defensenews.com/pentagon/2017/07/14/mattis-very-comfortable-with-house-senate-defense-bills/>>

⁽²⁵⁾ 第 1601 条

⁽²⁶⁾ 第 1603 条

⁽²⁷⁾ active duty end strength. 会計年度末の時点で授權されている各軍の現役兵員数の最大数。10 U.S.C. § 115

⁽²⁸⁾ United States Department of Defense, *Overview: United States Department of Defense, Fiscal Year 2013 Budget Request*, February 2012, p.4-13. <http://comptroller.defense.gov/Portals/45/Documents/defbudget/fy2013/FY2013_Budget_Request_Overview_Book.pdf>

⁽²⁹⁾ United States Department of Defense, *Quadrennial Defense Review 2014*, March 2014, p.29. <http://archive.defense.gov/pubs/2014_Quadrennial_Defense_Review.pdf>

計年度では陸軍で 7,500 人、海軍では 4,000 人、海兵隊で 1,000 人、空軍で 4,100 人の増員となっている。(表 2 参照)

表 2 現役兵員法定数等

軍	2016 会計年度授権法	2017 会計年度授権法	2018 会計年度政権要求	2018 会計年度授権法
陸軍	475,000	476,000	476,000	483,500
海軍	329,200	323,900	327,900	327,900
海兵隊	184,000	185,000	185,000	186,000
空軍	320,715	321,000	325,100	325,100
合計	1,308,915	1,305,900	1,314,000	1,322,500

(注) 単位は人。

(出典) “Table A-2. Active Component End Strength (in Thousands),” United States Department of Defense, *Defense Budget Overview: United States Department of Defense, Fiscal Year 2018 Budget Request*, May 2017, p.A-2. <http://comptroller.defense.gov/Portals/45/Documents/defbudget/fy2018/fy2018_Budget_Request_Overview_Book.pdf>; 各会計年度国防授権法を基に筆者作成。

3 軍人給与の引上げ

軍人給与の基礎給与⁽³⁰⁾は法律の規定⁽³¹⁾により、大統領が別に定めるか⁽³²⁾、連邦議会が別に法律によって定めない限り、民間労働者の給与に基づく雇用費用指数⁽³³⁾の年間上昇率に従い、法定された算定式に基づいて、自動的に連動して改定される。2018 年⁽³⁴⁾は、雇用費用指数によれば 2.4% の引上げとなるところであったが、大統領の予算教書では 2.1% の引上げが提案されたにとどまっていた。しかし、2018 年度法では、2018 年 1 月 1 日から 2.4% の上昇が定められた。(表 3 参照)

表 3 軍人基礎給与引上げ率

年	ECI 上昇率 (%)	大統領予算要求 (%)	国防授権法 (%)	実際の引上げ率 (%)
2010	2.9	2.9	3.4	3.4
2011	1.4	1.4	—	1.4
2012	1.6	1.6	—	1.6
2013	1.7	1.7	1.7	1.7
2014	1.8	1.0	—	1.0
2015	1.8	1.0	—	1.0
2016	2.3	1.3	—	1.3
2017	2.1	1.6	2.1	2.1
2018	2.4	2.1	2.4	2.4

(出典) Lawrence Kapp, “Defense Primer: Military Pay Raise,” *CRS in Focus*, April 30, 2018. <<https://fas.org/sgp/crs/natsec/IF10260.pdf>> を基に筆者作成。

⁽³⁰⁾ basic pay. 役職や勤続年数等により格付される、日本の俸給に相当する。この他、各種手当等についても改定が提案された。詳細については、United States Department of Defense, *Defense Budget Overview: United States Department of Defense, Fiscal Year 2018 Budget Request*, May 2017, pp.5-1-5-13. <http://comptroller.defense.gov/Portals/45/Documents/defbudget/fy2018/fy2018_Budget_Request_Overview_Book.pdf>; Kristy N. Kamarck et al., “FY2018 National Defense Authorization Act: Selected Military Personnel Issues,” *CRS Report*, R44923, August 22, 2017. <<https://fas.org/sgp/crs/natsec/R44923.pdf>>

⁽³¹⁾ 37 U.S.C. § 1009

⁽³²⁾ 国家の緊急事態や深刻な経済状況の場合には、大統領は別に引上げ率を定めることができる。37 U.S.C. § 1009 (e)

⁽³³⁾ Employment Cost Index: ECI

⁽³⁴⁾ 給与の改定は会計年度ではなく暦年で行われるため、2018 年 1 月 1 日からの給与に適用される。

4 国防省の調達改革

国防省の調達は、長年にわたって改革の対象となってきた。連邦政府の省庁の中でも調達額が莫大で、兵器等の調達の特殊性もあり、費用が割高となり無駄が生じやすいこと、調達の遅れが常態化していること、調達過程の適切な管理がなされていないこと、不正が起きやすいこと、等が課題となってきた⁽³⁵⁾。

特に近年では国防予算の大幅な削減がなされ、予算の効率的な使用が従来にも増して強く求められてきたことから、調達の迅速化や効率化、説明責任や透明性の向上が急務となっている。2017年の『国家安全保障戦略』においても、力による平和の維持のために優先的に取り組む措置として、調達の改革が掲げられている⁽³⁶⁾。

これまで調達改革について連邦議会は、個別の法律⁽³⁷⁾や各年度の国防授権法で具体的にその方針や管理方法の改善等を規定してきた⁽³⁸⁾。近年では、調達のうち特に、調達を担当する部署の組織再編や、市販品の調達コストの削減が図られてきた。2018年度法では、次のような改革が図られている。

(1) 市販品

オフィス用品等の市販品の調達について、一般の複数のオンラインストアから調達することが可能となった⁽³⁹⁾。国防省の調達過程がより簡便で迅速となり、より低価格での調達が実現することが期待されている。

(2) 低額品等

低額品の調達や低額の役務については、通常の手続より簡略化した調達手続がとられている。2018年度法では、その該当金額が引き上げられた⁽⁴⁰⁾。

(3) 役務

役務の調達については、効率性を向上させるため、役務の調達の計画性の改善と、要件評価のための標準化されたガイドラインの作成が定められた⁽⁴¹⁾。また、現行では5年に制限されている役務の複数年調達の期間を、5年から15年に延長することを認める試行プログラムの実施が定められた⁽⁴²⁾。

(4) 知的財産等

知的財産権の取得や利用⁽⁴³⁾については、国防長官は、産業界に対して、国防省の全体で、統一的に一貫した対応が可能となるような、知的財産権取得やライセンス化の方針を策定しなけ

⁽³⁵⁾ 詳細については、Moshe Schwartz, “Defense Acquisition Reform: Background, Analysis, and Issues for Congress,” *CRS Report*, R43566, May 23, 2014. <<https://fas.org/sgp/crs/natsec/R43566.pdf>> を参照。

⁽³⁶⁾ *National Security Strategy of the United States of America*, op.cit.(15), p.29.

⁽³⁷⁾ 例えば近年では、Weapon System Acquisition Reform Act of 2009, P.L.111-23.

⁽³⁸⁾ 詳細については、Moshe Schwartz and Heidi M. Peters, “Acquisition Reform in the FY2016-FY2018 National Defense Authorization Acts (NDAAs),” *CRS Report*, R45068, January 19, 2018. <<https://fas.org/sgp/crs/natsec/R45068.pdf>> を参照。

⁽³⁹⁾ 第 846 条

⁽⁴⁰⁾ 第 805 条、第 806 条

⁽⁴¹⁾ 第 851 条、第 852 条

⁽⁴²⁾ 第 854 条

⁽⁴³⁾ 国防省では、知的財産権を持つ特定の企業等による支配的な関係を避けるため、国防省として知的財産権の取得等を推進する方針を採用している。詳細については、“Guidance: Intellectual Property Strategy.” United States Department of Defense Better Buying Power Website <http://bbp.dau.mil/docs/IP_Strategy_Brochure_FINAL_em.pdf> を参照。

ればならないとされた。また、国防長官は、知的財産権の取得やライセンス化のためのより専門的で一貫した戦略的な対応を保証するため、専門家による幹部団 (cadre) を設置しなければならないと規定された。⁽⁴⁴⁾

5 国防省高官の責務等

国防省のサイバーセキュリティ、通信、情報システム等の情報技術、情報資源管理に責任を持つ情報責任者 (Chief Information Officer) の地位を強化するため、連邦議会上院の助言と承認を得て大統領が任命する役職に格上げされた。その権限も、その責務に関して国防長官に直接報告することが可能となり、新たに国防省の全省的な予算評価に関する責務等が付与された。⁽⁴⁵⁾

2017 会計年度国防授權法⁽⁴⁶⁾で設置されることとなった国防省の運営責任者 (Chief Management Officer: CMO) については、2018 年度法で、2018 年 2 月 1 日からその職を設けることとされ、責務等が明確にされた。

CMO は、連邦議会上院の助言と承認を得て大統領が任命する。CMO は国防長官、国防副長官に次ぐ高位の役職で、その責務について、国防省の各軍省の長官等に指示できる権限等を有する。⁽⁴⁷⁾

IV サイバー空間の防衛

サイバー空間の防衛は、宇宙防衛と並ぶ近年の重点防衛分野である。2017 年の『国家安全保障戦略』においては、サイバー攻撃が大量破壊兵器による攻撃等と並ぶ課題として挙げられ、サイバー攻撃等への対処能力の向上が優先課題とされている⁽⁴⁸⁾。

2018 年度法では、サイバー空間に関連して、次のような事項が規定された。

1 サイバー作戦に関する連邦議会の監視機能の強化

国防長官は、秘密作戦等を除く機微な軍事サイバー作戦について、実施後 48 時間以内に速やかに連邦議会の防衛委員会に書面で報告しなければならないとされた。

国防長官は、サイバー兵器として使用するサイバー能力について、国際法上の合法性について関連する軍事部門で検討し、その結果について、四半期ごとに連邦議会の防衛委員会に書面で報告しなければならない。また、サイバー能力を国際法で認められた軍事部門による兵器として使用することについても、秘密作戦等を除き、連邦議会の防衛委員会に、使用后 48 時間以内に、速やかに書面で報告しなければならないとされた。⁽⁴⁹⁾

2 国家的サイバー政策

大統領は、アメリカのサイバー空間、サイバーセキュリティ、サイバー戦争に関する国家政

(44) 第 802 条

(45) 第 909 条

(46) National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2017, P.L.114-328.

(47) 第 910 条

(48) *National Security Strategy of the United States of America, op.cit.*(15), pp.12-13, 31-32.

(49) 第 1631 条

策を策定し、連邦議会の関係委員会に報告書を提出しなければならないとされた。この国家政策には、アメリカが利害を持つ対象への外国勢力等からのサイバー攻撃や悪意のあるサイバー活動等を防御するために利用できる国家的手段、アメリカに敵対する可能性のある者等によるサイバー攻撃全般への採り得る対応策等、アメリカの政治的信頼性、経済安全保障、国家安全保障に重要な社会資本を損なうようなサイバー攻撃等に対して取り得る対抗措置等を含めなければならないとされた。⁽⁵⁰⁾

3 戦略的情報戦等の情報の集約

国防長官は、国防省全体のサイバー統合作戦等の戦略や計画を策定することに資するよう、国防省の軍事的欺瞞、対外関係 (public affairs)、電子戦、サイバー作戦等に関する組織の、戦略的情報作戦やサイバー情報作戦等に関する情報を集約するための手続等を定めなければならないとされた。国防長官は、このような手続の実施等を統括する者 (以下「統括官」) を、国防次官級 (under secretary) 以下の者の中から指名しなければならない。

国防長官は、各軍の司令官に、関連する国務省の各地域担当の国務次官補等と調整の上、地域情報戦略とこれを実施するための省庁間調整計画を策定させなければならないとされた。2018 年度法制定から 180 日以内に、統括官は、2016 年 6 月付けの「情報環境下での国防省の作戦戦略」⁽⁵¹⁾を見直し、連邦議会の防衛委員会に、戦略を実施するための計画を提出しなければならないとされた。⁽⁵²⁾

4 戦略的サイバーセキュリティプログラムの策定

2018 年度法制定から 180 日以内に、国防長官は、国家安全保障局 (NSA) 長官と協議の上、連邦議会の防衛委員会に、戦略的サイバーセキュリティプログラム (SCP) 策定のための計画を提出しなければならないとされた。SCP では、連邦政府のシステムのサイバーセキュリティのうち、攻撃的サイバーシステム、長距離攻撃システム、核抑止システム、国家安全保障システム、国防省の決定的に重要なインフラの安全確保の向上策を検討するものとする。そのために、既存のシステムやインフラの評価と、提案されたシステムやインフラの調達計画の評価を行わなければならない。評価結果は改善案と共に、国防省の関係する部局に開示されなければならない。

国防長官はまた、SCP 策定計画提出後 1 年以内に、連邦議会の防衛委員会に、計画の進捗状況、課題や改善策、今後の計画等を含む報告書を提出しなければならないとされた。⁽⁵³⁾

5 サイバー態勢見直し

サイバー抑止政策や戦略を明確に策定するため、国防長官は、必要に応じて、国家情報長官、司法長官、NSA 長官、国務長官等と協議の上、今後 5～10 年間のアメリカの包括的なサイバー態勢見直し (Cyber Posture Review) を実施しなければならないとされた。見直しには、軍事戦略

⁽⁵⁰⁾ 第 1633 条

⁽⁵¹⁾ United States Department of Defense, “Strategy for Operations in the Information Environment,” June 2016. <<https://www.defense.gov/Portals/1/Documents/pubs/DoD-Strategy-for-Operations-in-the-IE-Signed-20160613.pdf>>

⁽⁵²⁾ 第 1637 条

⁽⁵³⁾ 第 1640 条

等の中でのサイバーの役割、戦力計画等の中でのサイバー作戦の役割の評価、安全で信頼できるサイバー態勢構築のための法制面の評価等を含むものとする。

サイバー態勢の見直しの結果について、国防長官は連邦議会の防衛委員会に報告書を提出しなければならないとされた。⁽⁵⁴⁾

V 各国等に対する政策

各国等に対する政策では、ロシア、インド・アジア・太平洋地域、北朝鮮の核・ミサイル問題等について、連邦議会としての各国等の現状の認定や政治的な意思の表明がなされるとともに、各種の政策が規定された。

1 ロシア政策

近年、急速な軍備の近代化、2008年のグルジア⁽⁵⁵⁾及び2014年のウクライナへの侵攻、中距離核戦力全廃条約（Intermediate-Range Nuclear Forces Treaty. INF条約）違反（後述）、サイバー攻撃、他国の選挙への干渉など、ロシアの軍事的脅威が急速に拡大しており、アメリカや北大西洋条約機構（NATO）加盟国の安全保障上の懸念が増大している⁽⁵⁶⁾。

2017年の『国家安全保障戦略』では、超大国としての地位を取り戻し、核戦力を含む軍事力の近代化を進め、各国の内政に介入しているロシアは、中国、イラン、北朝鮮などと並んでアメリカの安全保障上の主要な脅威として位置付けられている⁽⁵⁷⁾。

2018年の『国家防衛戦略』においても、戦略的環境の分析で、ロシアは、周辺国の政治的、経済的、外交的な決定に対する拒否権の獲得や、NATOの粉砕、欧州や中東における自国に有利な安全保障構造・経済構造の実現を目指しているとされ⁽⁵⁸⁾、同戦略は、国防省の目標として、中国やロシアとの長期的な戦略的競争を最優先するとしている⁽⁵⁹⁾。

2018年度法では、ロシアの脅威に対抗するため、欧州抑止イニシアティブ（European Deterrence Initiative: EDI）⁽⁶⁰⁾への予算の増額を認めると同時に、包括的な対ロシア戦略の策定やサイバー対策等が規定された。

(1) EDI

EDIについて、トランプ政権の2018会計年度の予算要求額は48億ドルで、2017会計年度の要求額からは14億ドルの増加となっていた。この増額分は、在欧米軍の増員と装備の増強に用いられ、東欧におけるアメリカの抑止活動を向上させてNATO加盟国との関係を強化し、侵

⁽⁵⁴⁾ 第1644条

⁽⁵⁵⁾ 2015年からはジョージアと表記。

⁽⁵⁶⁾ United States Senate Armed Services Committee, *op.cit.*(8), pp.10-11; “National Defense Authorization Act,” *HASC Communications*, 52539, pp.13-14. United States House of Representatives Committee on Armed Services Website <https://armedservices.house.gov/sites/republicans.armedservices.house.gov/files/wysiwyg_uploaded/FY18%20NDAA%20Floor%20Summary%20vFinal.pdf>

⁽⁵⁷⁾ *National Security Strategy of the United States of America*, *op.cit.*(15), pp.25-26.

⁽⁵⁸⁾ United States Department of Defense, *op.cit.*(17), pp.2-3.

⁽⁵⁹⁾ *ibid.*, p.4.

⁽⁶⁰⁾ ロシアのクリミア併合に対して、在欧米軍の強化のために2015年に開始された。当初は、欧州安心供与イニシアティブ（European Reassurance Initiative: ERI）と呼ばれていた。ERI及び在欧米軍の強化の詳細については、福田毅「2000年代以降の在欧米軍再編の動向—ロシアによるクリミア併合後の態勢強化を中心に—」『レファレンス』803号、2017.12, pp.49-76. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11003876_po_080303.pdf?contentNo=1>を参照。

略行為を抑止するものであるとされた⁽⁶¹⁾。

2018 年度法では、EDI 予算として、46 億ドルを授權した。

(2) 包括的な対ロシア戦略の策定

2018 年度法では、次のように対ロシア戦略の策定が規定された。

国防長官は国務長官と調整し、各軍省の長官や統合参謀本部議長等と協議の上、ロシアの脅威に対抗する包括的な戦略を策定し、実施しなければならない。また、国防長官は 2018 年度法制定から 180 日以内に、連邦議会の関係委員会に対ロシア戦略に関する報告書を提出しなければならない。報告書には、ロシアの戦略目的と動機に関する評価、アメリカの国家安全保障に対するロシアの脅威に関する詳細な記述、対ロシア戦略と『国家防衛戦略』や『国家軍事戦略』との関係、対ロシア戦略の目的や手段等の項目を含むものとする。⁽⁶²⁾

国防長官と国務長官は連邦政府の関係部署と調整の上、共同して、ロシアの悪影響 (malign influence) に対抗する包括的な戦略を策定しなければならない。この戦略には、安全保障上の手段、情報作戦、サイバー手段、政治・外交上の手段、金融の手段、エネルギー安全保障の手段等を含むものとする。2018 年度法制定から 120 日以内に、国防長官と国務長官は、連邦議会の関係委員会に戦略に関する詳細な報告書を共同で提出しなければならない。⁽⁶³⁾

(3) サイバー対策

2018 年度法により、連邦政府の全機関は、直接、間接を問わず、ロシアのカスペルスキー社 (Kaspersky Lab)、その関連会社、子会社が開発あるいは提供するいかなるハードウェア、ソフトウェア、サービスについても、2018 年 10 月 1 日以降の使用が禁止された⁽⁶⁴⁾。

同社は、ロシア政府や情報機関との繋がりがあるとされ、サイバー攻撃や情報漏えいの可能性から、2017 年 9 月に国土安全保障省は、連邦政府の行政機関に対して、90 日以内に同社の製品等の使用を中止し、又は撤去することを命じていた⁽⁶⁵⁾。

また、2018 年度法は、2015 会計年度国防授權法で定められた⁽⁶⁶⁾ロシアの軍事力拡大等の年次報告書に、ロシアの情報戦戦略や能力、悪意のあるサイバー活動等を含むロシアのハイブリッド戦⁽⁶⁷⁾の戦略や能力に関する項目も含めることを規定した⁽⁶⁸⁾。

(4) INF 条約

1987 年にアメリカと当時のソ連との間で、INF 条約⁽⁶⁹⁾が結ばれたが、ロシアが順守していないことがこれまで問題となってきた。

国務省は、2014 年 7 月に、ロシアが同条約に違反して射程 500~5,000 キロメートルの地上発

(61) United States Department of Defense, *op.cit.*(30), pp.6-6-6-7.

(62) 第 1239 条

(63) 第 1239A 条

(64) 第 1634 条

(65) “DHS Statement on the Issuance of Binding Operational Directive 17-01,” September 13, 2017. United States Department of Homeland Security Website <<https://www.dhs.gov/news/2017/09/13/dhs-statement-issuance-binding-operational-directive-17-01>>

(66) 国防長官は、毎年 6 月 1 日までに連邦議会の関係委員会に、報告書を提出しなければならない。National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2015, P.L.113-291, § 1245

(67) Hybrid Warfare. 定まった定義はないとされるが、ハイブリッド戦でいう「ハイブリッド」とは、通常戦力、不正規部隊、プロパガンダのための機関といった異なる手段、手法等の組合せを指すと説明されることがある。Andrew Radin, *Hybrid Warfare in the Baltics: Threats and Potential Responses*, RAND Corporation, 2017, pp.5-12. <https://www.rand.org/content/dam/rand/pubs/research_reports/RR1500/RR1577/RAND_RR1577.pdf> を参照。

(68) 第 1269 条

射巡航ミサイルを開発したことを指摘している⁽⁷⁰⁾。2017年3月8日に連邦議会下院軍事委員会で、核抑止要件の軍事的評価に関する公聴会が開催され、ポール・セルバ (Paul Selva) 統合参謀本部副議長が、ロシアの新型巡航ミサイルの配備が INF 条約に違反していると述べた⁽⁷¹⁾。アメリカ政府は、ロシアに対して INF 条約の順守を求めてきたが、進展はみられていない。

2018年度法では、連邦議会の意思の表明として、ロシアが INF 条約に重大な違反をしており、ロシアが違反を続ける限りアメリカには同条約の運用を停止する法的権利があり、ヨーロッパでのミサイル防衛を強化するなどの、ロシアに順守を促す措置を採るべきであるとした⁽⁷²⁾。

国家情報長官は、ロシアのシステムの開発、配備、試験について、INF 条約違反と認定した際、15日以内に、連邦議会の関係委員会に通知しなければならないこと⁽⁷³⁾や、大統領は、国務長官、国防長官、統合参謀本部議長、国家情報長官と協議の上、ロシアの RS-26 弾道ミサイル⁽⁷⁴⁾について検証し、2018年度法制定から90日以内に報告書を連邦議会の関係委員会に提出しなければならない⁽⁷⁵⁾ことなども規定された。

(5) 予算の使用制限

ロシアのクリミアに対する主権を認めるいかなる活動に対しても、2018年度法で授権される国防省の予算の使用が禁止された⁽⁷⁶⁾。また、ロシアとの二国間軍事協力に対する国防省予算の使用禁止が1年間延長された⁽⁷⁷⁾。

2 インド・アジア・太平洋地域政策

2017年の『国家安全保障戦略』においてトランプ政権は、中国をロシアと並んでアメリカの安全保障上の脅威として位置付け、両国と協力可能な分野では協力するとしつつも、中国がインド・太平洋地域においてアメリカにとって代わろうとしていることと、その核戦力等の軍事力の拡大や多様化に強い懸念を示している⁽⁷⁸⁾。同戦略には、この地域で優先的に取り組む措置

(69) アメリカとソ連（当時）が、地上発射弾道ミサイルと地上発射巡航ミサイルのうち、射程距離が1,000キロメートルを超え5,500キロメートル以下であるミサイル（中距離ミサイル）と、射程距離が500キロメートルを超え1,000キロメートル以下であるミサイル（準中距離ミサイル）について、廃棄し以後保有しないことを義務として引き受けた条約である。中距離核戦力全廃条約（INF条約）と通称されるが、条約においては、廃棄・非保有の対象となるミサイルは核弾頭搭載型か否かを問わない。INF条約は、1988年6月1日に発効した。ソ連の解体に伴い、ソ連を構成していた諸国のうち、ロシアを含む12か国が INF 条約を承継した。Thomas Graham, Jr. and Damien J. LaVera, *Cornerstones of Security: Arms Control Treaties in the Nuclear Era*, Seattle: University of Washington Press, 2003, p.518.

(70) United States Department of State, *Adherence to and Compliance with Arms Control, Nonproliferation, and Disarmament Agreements and Commitments*, July 2014, p.8. <<https://www.state.gov/documents/organization/230108.pdf>> なお、国務省の2015年、2016年の同名の報告書でも、同様の指摘がなされている。

(71) United States House Armed Services Committee, “Statement of General Paul Selva, USAF Vice Chairman of the Joint Chiefs of Staff Before the 115TH Congress House Armed Services Committee Military Assessment of Nuclear Weapons Requirements,” March 8, 2017. <<http://docs.house.gov/meetings/AS/AS00/20170308/105640/HHRG-115-AS00-Wstate-SelvaUSAFP-20170308.pdf>>

(72) 第1243条

(73) 第1244条

(74) INF条約違反と指摘されている弾道ミサイル。詳細については、Amy F. Woolf, “Russian Compliance with the Intermediate Range Nuclear Forces (INF) Treaty: Background and Issues for Congress,” *CRS Report*, R43832, December 6, 2017. <<https://fas.org/sgp/crs/nuke/R43832.pdf>> を参照。

(75) 第1245条

(76) 第1232条

(77) 第1231条

としては、航行の自由の確保、領有権・海洋紛争の国際法に基づく平和的解決への関与強化、米軍の前方展開態勢の維持が掲げられた⁽⁷⁹⁾。

2018年の『国家防衛戦略』では、この地域における同盟やパートナーシップを拡大・強化する方針が示されている⁽⁸⁰⁾。

2018年度法においては、この地域の安全保障、安定、繁栄はアメリカの国益に決定的に重要であり、この地域における軍事力や態勢を維持強化するべきであるという、連邦議会の意思表示がされた⁽⁸¹⁾。その上で、インド・アジア・太平洋地域安定化イニシアティブ等について、次のように規定された。

国防長官は、インド・アジア・太平洋地域安定化イニシアティブを開始し、この地域の平和、安定化、安全保障の維持のため、米軍のプレゼンスや能力、態勢を強化するプログラムや、この地域の同盟国やパートナー諸国との訓練等を向上させるプログラムを策定し実行するものとする⁽⁸²⁾。

国防長官は国務長官と協議の上、この地域におけるアメリカの国防上の利益の優先順位付けをする戦略を含む報告書を作成し、連邦議会の防衛及び外交委員会に提出しなければならない⁽⁸³⁾。また、国防長官は、この地域における米軍の戦力態勢や必要性に関する評価を実施し、2018年4月1日までに連邦議会の防衛委員会に提出しなければならない⁽⁸⁴⁾。

3 日米韓安全保障体制

前項でも述べたように、同盟の強化は、アメリカの安全保障戦略にとって必要不可欠であり、その一層の強化が重点政策となっている。

2018年度法においては、連邦議会は、アメリカが日本及び韓国の安全保障にコミットすることを再確認し、北朝鮮の脅威に直面して日米韓三国間の協力の重要性を再確認するとして、概略次のような意思を表明した⁽⁸⁵⁾。

- ・アメリカは、民主主義、法治主義、自由で開かれた市場、人権の尊重といった共有する価値に基づく、日本政府及び韓国政府との同盟を尊重する。
- ・アメリカは、インド・アジア・太平洋地域及び世界の平和と安定の維持のための基礎となる日本と韓国との同盟にコミットすることを再確認する。
- ・アメリカは、日本と韓国に米軍が駐留するための両国の相当な財政負担を、アメリカの最も重要な負担を共有する同盟国たらしめるものとして、評価する。
- ・アメリカ、韓国、日本は、大量破壊兵器の拡散、海賊対策、世界中の紛争や災害被害者の援助、海洋安全保障の保護、インド・アジア・太平洋地域での航行、通商、飛行の自由の確保などの、世界的な課題に取り組むための、不可欠なパートナーである。
- ・アメリカは、日本の施政下にある尖閣諸島にも適用される、日米安全保障条約（「日本国とア

(78) *National Security Strategy of the United States of America*, op.cit.(15), p.25.

(79) *ibid.*, pp.46-47.

(80) United States Department of Defense, op.cit.(17), p.9.

(81) 第1251条

(82) 第1251条

(83) 第1252条

(84) 第1253条

(85) 第1255条

「アメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」(昭和 35 年条約第 6 号) 第 5 条⁽⁸⁶⁾にコミットすることを再確認する。

- ・尖閣諸島の主権についてアメリカ政府は特定の立場を取るものではないが、尖閣諸島は日本の施政下にあることに同意し、日本の施政を害するためのいかなる一方的な行動に対しても反対し、第三者によるいかなる一方的な行動も、尖閣諸島に対する日本の施政に対してアメリカが同意していることに影響を与えるものではない。
- ・アメリカは、2015 年の日米防衛ガイドライン及び防衛協力を強化する法律等に従い、外国への兵器売却の拡充、新たな技術開発協力プログラムの開始、軍事訓練の増加、その他の活動により、日本との防衛協力を強化し続けることを支持する。
- ・アメリカは、日本及び韓国との二国間及び三国間の、相互利益の推進や共通の懸念への対応のため、2016 年 11 月 23 日に署名した日韓二国間軍事情報共有協定⁽⁸⁷⁾、2015 年 12 月 29 日に署名した三国間情報共有協定⁽⁸⁸⁾を含む、安全保障協力関係の強化を歓迎する。
- ・アメリカ、日本、韓国に対して北朝鮮が脅威となっており、三か国の安全保障は相互に密接に関連していることを認定し、一体化を強化する共同演習、訓練、情報共有の拡充により、アメリカは三か国の防衛調整と協力を深化させることを歓迎し、促進させる。

これらの内容は、これまでも日米首脳会談等を通じて、アメリカ政府が公式に表明してきたことを再確認するものである。また、過去の国防授権法において連邦議会の意思として表明された内容とも一致するものである⁽⁸⁹⁾。

4 北朝鮮の核・ミサイル対策

北朝鮮の核・ミサイル開発は、アメリカの安全保障にとっての最重要課題である。2017 年の『国家安全保障戦略』においては、北朝鮮の非核化に向けた同盟国・パートナー国との協力、日韓とのミサイル防衛協力、朝鮮半島の非核化を強制するための選択肢の改善が優先的に取り組む措置として掲げられた⁽⁹⁰⁾。

2018 年度法では北朝鮮問題については、北朝鮮の ICBM の発射実験や核実験の成功が、アメリカやアジア・太平洋地域のアメリカの同盟国やパートナー国に重大な脅威となっていることを認定した上で、概略次のように連邦議会の意思が示された⁽⁹¹⁾。

⁽⁸⁶⁾ 日米安全保障条約第 5 条は、「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。(後略)」とし、日本の施政下の領域内にある米軍に対する攻撃を含め、日本の施政下にある領域に対する武力攻撃が発生した場合には、日米両国が共同して日本防衛に当たる旨規定している。「日米安全保障条約(主要規定の解説)」外務省ウェブサイト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/jyoyaku_k.html>

⁽⁸⁷⁾ 「秘密軍事情報の保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定」(GSOMIA、2016 年 11 月 23 日署名) 同上 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000205832.pdf>>

⁽⁸⁸⁾ 原文では 2015 年となっているが、2014 年 12 月 29 日に署名された、「北朝鮮による核及びミサイルの脅威に関する日本国防衛省、大韓民国国防省及びアメリカ合衆国防省の間の三者間情報共有取決め」防衛省ウェブサイト <<http://www.mod.go.jp/j/press/news/2014/12/29a.pdf>> を指すものと思われる。

⁽⁸⁹⁾ 例えば、2013 会計年度国防授権法第 1266 条では、尖閣諸島の状況に関する連邦議会の意思が表明されている。廣瀬淳子「【アメリカ】2013 年度国防授権法と尖閣問題」『外国の立法』No.254-1, 2013.1, pp.2-3. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_6018653_po_02540101.pdf?contentNo=1>

⁽⁹⁰⁾ *National Security Strategy of the United States of America, op.cit.*(15), p.47.

⁽⁹¹⁾ 第 1254 条

- ・北朝鮮の核・ミサイル開発は、アメリカが今日直面する国家安全保障上の最も危険な脅威であり、韓国及び日本の防衛は政権にとって最優先課題でなければならない。
- ・我々の同盟国に対して北朝鮮が脅威となっているため、アメリカは特に韓国と日本に対して拡大抑止⁽⁹²⁾の政策に断固としてコミットする。
- ・『核態勢の見直し』⁽⁹³⁾において、韓国及び日本に対してアメリカが引き続き完全な防衛力を提供し続けるコミットメントを再保障する活動等が十分に考慮されなければならない。
- ・韓国及び日本との二国間の拡大抑止対話や議論は、アメリカやアジア・太平洋地域の同盟国やパートナー国にとって非常に大きな価値があり、これらの国との関係の中心的な要素であり続けなければならない。

国防長官は、太平洋軍司令官及び戦略軍司令官と協議の上、2018年度法制定から30日以内に、この地域における米軍の拡大抑止力や保障力を強化する計画を、連邦議会の防衛委員会に提出しなければならない、とされた⁽⁹⁴⁾。

また、大統領は2018年度法制定から90日以内に、対北朝鮮戦略に関して、北朝鮮の脅威の現状分析や、取り得る政策の可能性等に関する報告書を連邦議会に提出すべきこと、政策の進捗状況等について毎年報告すること⁽⁹⁵⁾、2018年度法制定から180日以内に北朝鮮のICBMや核兵器の開発状況及びその危険性、北朝鮮の脅威に対する防衛計画、電磁パルス兵器の危険性等について、国防長官が連邦議会の防衛委員会に口頭で報告しなければならないこと⁽⁹⁶⁾、ハワイを北朝鮮の弾道ミサイル攻撃から防衛するために、国防長官は対策を策定し連邦議会の防衛委員会に報告しなければならないこと⁽⁹⁷⁾、も規定された。

VI 基地等の閉鎖禁止

1 国内基地の再編・閉鎖禁止

国防省は、長年にわたって不要な基地の閉鎖や過剰な施設の撤去による予算の削減と、その削減分の予算による新規の装備等への投資を求めてきた。基地の再編・閉鎖は、アメリカ合衆国憲法上軍の最高司令官である大統領の権限である。ただし、連邦議会は、国防省歳出予算法や国防授権法により、再編・閉鎖に関する予算や政策に制限を課してきた。

また、過去に実施された5次に渡る基地再編・閉鎖 (Base Realignment and Closure: BRAC) ラウンド⁽⁹⁸⁾のうち1988年を除く直近の4次のラウンドについては、1990年軍事基地閉鎖再編法⁽⁹⁹⁾及びその改正法に基づく手続により実施されてきた。同法は、2006年4月に期限切れとなってい

⁽⁹²⁾ extended deterrence. 自国だけではなく、自国以外の国が攻撃を受ける際にも攻撃国に対して武力を行使することで、自国以外の国に対する攻撃を抑止すること。

⁽⁹³⁾ United States Department of Defense, *op.cit.*(16)

⁽⁹⁴⁾ 第1254条

⁽⁹⁵⁾ 第1256条

⁽⁹⁶⁾ 第1257条

⁽⁹⁷⁾ 第1680条

⁽⁹⁸⁾ 1988年、1991年、1993年、1995年、2005年である。基地の再編・閉鎖の経緯等詳細については、United States Department of Defense, *DoD Base Realignment and Closure: program year 2017*, February 2016. <http://comptroller.defense.gov/Portals/45/Documents/defbudget/FY2017/budget_justification/pdfs/05_BRAC/FINAL_Book_BRAC_Exec_Sum_FY2017.pdf> を参照。

⁽⁹⁹⁾ Defense Base Closure and Realignment Act of 1990, P.L.101-510.

る。このため、新たな BRAC ラウンドを開始するためには、連邦議会による立法措置が必要とされている。

マティス国防長官は、2017年6月14日の上院歳出委員会国防小委員会の公聴会で、米軍への新規の投資のためには、不要な基地の再編や閉鎖が不可欠であるとして、2021会計年度からの新規の BRAC ラウンドを認めるよう連邦議会に要請した⁽¹⁰⁰⁾。現在の基地及び施設は、米軍の運用状況に照らして、必要なレベルより過剰で、将来的にもこの状況は変わらないとした上で、BRAC ラウンドが適切に実行されれば、今後年間 20 億ドル以上の予算が削減可能としている。

直近の 2005 年の BRAC ラウンドでは、想定されたよりも大幅に費用がかかり短期的な予算の削減の効果については議論があること⁽¹⁰¹⁾、基地の再編閉鎖は所在地の地域経済や雇用などへの影響が非常に大きいこと⁽¹⁰²⁾などから、連邦議会には新たな BRAC ラウンドには慎重な意見も根強くある。

2018 年度法には、更なる基地再編・閉鎖計画を実施することを禁止する条項が盛り込まれた⁽¹⁰³⁾。トランプ政権は、この条項について、基地の再編・閉鎖によって予算の削減と効率的な利用が可能になるとして強く反発していた⁽¹⁰⁴⁾。

2 グアantanamo収容所の閉鎖禁止とテロ容疑者等の移送の禁止

2001年9月11日に発生した同時多発テロ事件の後、一連のテロ対策の一環として、テロ容疑者等を収容して取調べを行うため、2002年、当時のブッシュ（George W. Bush）政権がキューバのグアantanamo湾のアメリカ海軍の基地に、テロ容疑者等の収容施設（以下「グアantanamo収容所」）を設置した。アフガニスタンなど海外で拘束されたテロ容疑者等が、当初は約 700 人が収容されていた。しかし、同収容所については、容疑者の人権が十分に守られていないこと、取調べ方法の不適切さ、収容や勾留の法的な妥当性への疑問等の課題が指摘されてきた。2018年5月現在でも、40人が収容されているとされる⁽¹⁰⁵⁾。

オバマ前大統領は、就任直後の大統領令⁽¹⁰⁶⁾以降の一連の大統領令等でグアantanamo収容所を早期に閉鎖する方針を打ち出していた。

⁽¹⁰⁰⁾ Jim Mattis, “Senate Appropriations Subcommittee on Defense, Written Statement for the Record,” June 14, 2017. United States Senate Committee on Appropriations Website <<https://www.appropriations.senate.gov/imo/media/doc/061417-Mattis-Testimony.pdf>>

⁽¹⁰¹⁾ BRAC ラウンドの費用については、United States Government Accountability Office, *Military Base Realignments and Closures: Updated Costs and Savings Estimates from BRAC 2005*, GAO-12-709R, 2012. <<https://www.gao.gov/assets/600/592076.pdf>>; United States Department of Defense, *DoD Base Realignment and Closure: Program Year 2018*, May 2017. <http://comptroller.defense.gov/Portals/45/Documents/defbudget/FY2018/budget_justification/pdfs/05_BRAC/FINAL_FY18_BRAC_Summary_Book.pdf> を参照。

⁽¹⁰²⁾ 詳細については、Tadlock Cowan, “Military Base Closures: Socioeconomic Impacts,” *CRS Report for Congress*, RS22147, February 7, 2012. <<https://fas.org/sgp/crs/natsec/RS22147.pdf>> を参照。

⁽¹⁰³⁾ 第 2702 条

⁽¹⁰⁴⁾ Executive Office of the President, Office of Management and Budget, “Statement of Administration Policy: H.R. 2810 - National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2018,” July 11, 2017, pp.1-2. <https://www.whitehouse.gov/sites/whitehouse.gov/files/omb/saphr2810hr_20170712.pdf>

⁽¹⁰⁵⁾ “Guantanamo Bay Naval Station Fast Facts.” CNN Website <<https://edition.cnn.com/2013/09/09/world/guantanamo-bay-naval-station-fast-facts/index.html>>

⁽¹⁰⁶⁾ “Executive Order 13492 of January 22, 2009: Review and Disposition of Individuals Detained at the Guantanamo Bay Naval Base and Closure of Detention Facilities,” *Federal Register*, Vol.74 No.16, January 27, 2009, pp.4897-4900. <<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2009-01-27/pdf/E9-1893.pdf>>

これに対して連邦議会では、施設から釈放された者が新たなテロ行為に関わる危険性などへの懸念から、各年度の国防授權法に、収容者の米国内への移送禁止条項など、同施設の在り方や勾留方針に関する規定を盛り込んできた⁽¹⁰⁷⁾。

2018 年度法においても、収容者の米国内等への移送に対する予算の使用禁止の延長⁽¹⁰⁸⁾、米国内等へ移送された収容者のための施設の建設等への予算の使用禁止の延長⁽¹⁰⁹⁾、収容者のリビア、ソマリア、シリア、イエメン等への移送への予算の使用禁止の延長⁽¹¹⁰⁾、グアantanamo湾のアメリカ海軍基地の閉鎖への予算の使用禁止の延長⁽¹¹¹⁾、が規定された。これらはいずれも、2017 年度国防授權法の規定の期限を 2018 年末まで延長したものである。

トランプ大統領は、大統領選挙戦の期間中からグアantanamo収容所の存続の方針を打ち出していた。2018 年度法の規定は、トランプ政権の方針と基本的には合致するものである。ただし、トランプ大統領は 2018 年度法への署名時声明において、同法の第 1033 条と第 1035 条の収容者の移送制限規定については、大統領の移送権限を制約し、アメリカ合衆国憲法上大統領に付与された軍の最高司令官としての権限を含む権力分立の原則を犯す場合があり得ること等を指摘している⁽¹¹²⁾。

トランプ大統領は、2018 年 1 月 30 日の一般教書演説においてもオバマ前政権のグアantanamo収容所閉鎖プログラムの廃止の方針を改めて示し⁽¹¹³⁾、同日の大統領令⁽¹¹⁴⁾により、オバマ大統領が 2009 年にグアantanamo収容所の 1 年以内の廃止を命じた大統領令第 13492 号⁽¹¹⁵⁾の第 3 項を廃止し、同収容所の存続と収容等の継続を命じた。また、合法的かつ国を守るために必要な場合には、新たな拘束者も同収容所に移送することが可能であること、国防長官は 90 日以内に司法長官等の関係閣僚と協議の上、武力紛争に関連して拘束された者の今後の移送も含む処分方針について、大統領に勧告しなければならないこと等が規定された。

(107) 過去の規定について詳細は、Jennifer K. Elsea and Michael John Garcia, “Wartime Detention Provisions in Recent Defense Authorization Legislation,” *CRS Report*, R42143, March 14, 2016, pp.33-47. <<https://fas.org/sgp/crs/natsec/R42143.pdf>> を参照。

(108) 第 1033 条 キューバのグアantanamo湾のアメリカ海軍の施設に勾留されている者で、米国人や米国軍人ではなく、2009 年 1 月 20 日以降に勾留された者の、米国内やその領土等への移送、釈放やその援助に対し、2018 年度法で授權された国防省のいかなる予算も使用することを、2018 年度法制定から 2018 年 12 月 31 日までの期間禁止する。

(109) 第 1034 条 キューバのグアantanamo湾の施設に収容されている国防省の勾留下にある者或は監督下にある者を収容する目的等で、米国内やその領土等に施設を建設することや施設の改修に、2018 年度法で授權された国防省のいかなる予算も使用することを、2018 年度法制定から 2018 年 12 月 31 日までの期間禁止する。

(110) 第 1035 条 キューバのグアantanamo湾のアメリカ海軍の施設で、国防省の勾留下にある者或は監督下にある者を、リビア、ソマリア、シリア、イエメンの各国やこれらの諸国内の団体等の勾留下又は監督下への移送、釈放やその援助に対し、2018 年度法で授權された国防省のいかなる予算も使用することを、2018 年度法制定から 2018 年 12 月 31 日までの期間禁止する。

(111) 第 1036 条 キューバのグアantanamo湾のアメリカ海軍の施設の閉鎖や廃棄、キューバ政府への管理権の返還、施設の閉鎖と解釈されるキューバ政府との施設に関する条約の実質的な改定の施行のために、2018 年度法で授權された国防省のいかなる予算も使用することを、2018 年度法制定から 2018 年 12 月 31 日までの期間禁止する。

(112) “Statement by President Donald J. Trump on H.R. 2810,” December 12, 2017. White House Website <<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/statement-president-donald-j-trump-h-r-2810/>>

(113) “President Donald J. Trump’s State of the Union Address,” January 30, 2018. White House Website <<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/president-donald-j-trumps-state-union-address/>>

(114) “Executive Order 13823 of January 30, 2018: Protecting America Through Lawful Detention of Terrorists,” *Federal Register*, Vol.83 No.23, February 2, 2018, pp.4831-4832. <<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2018-02-02/pdf/2018-02261.pdf>>

(115) “Executive Order 13492 of January 22, 2009: Review and Disposition of Individuals Detained at the Guantanamo Bay Naval Base and Closure of Detention Facilities,” *op.cit.*⁽¹⁰⁶⁾

グアンタナモ収容所存続の理由としてトランプ大統領は、今日でもアメリカとアルカイダ、タリバン、過激派組織のいわゆる「イスラム国 (IS)」等との武力衝突が継続しており、過去に同収容所から釈放された容疑者が再度戦闘活動に従事しアメリカ国民や同盟国民を殺害したことから、アメリカをテロの脅威から守るために必要であるとしている⁽¹¹⁶⁾。

トランプ大統領と連邦議会が一致してグアンタナモ収容所の存続を決定したことから、同収容所は今後も存続するが、収容者の今後の処遇や取調べ方法の適切さ等については依然として課題となっている。

おわりに

2018 年度法では、政権の予算要求を上回る国防予算を授權し、連邦議会として国防力を一層強化していくこと、とりわけこれまで深刻な課題が繰り返し指摘されてきた米軍の戦闘能力や即応性の改善の意思が明確に示されたといえるだろう。

トランプ大統領は 2018 年度法への署名時の演説⁽¹¹⁷⁾において、2018 年度法はアメリカの国益や安全保障を支え、政権の国防力の強化やアメリカ第一主義の政策とも合致するものとして、強く支持した。連邦議会に対しては、予算管理法に基づく国防予算の上限を廃止するよう、改めて求めた⁽¹¹⁸⁾。2017 年末以降トランプ政権からは、『国家安全保障戦略』、『国家防衛戦略』、『核態勢の見直し』と、主要な国防政策に係る文書が相次いで公表された。本稿で見たように、2018 年度法とこれらは基本的には一致した方向性を示すものである。

トランプ政権下では、大幅な減税が実現し、財政赤字の拡大が予想されている。その一方で、2019 年度の予算教書では、国防予算の更なる増額が提案された。

2018 年度法の多くの主要条項では、重要な政策については、大統領や国防長官に対して、連邦議会の関係委員会に政策内容の詳細やその実施状況の報告を義務付けている。このような行政監視の手法を通じて連邦議会としていかに政権をチェックしつつアメリカの国防が直面している深刻な課題に対応していくのか、財政状況が厳しい下で非常に難しい優先順位付けが迫られている。

参考文献

- ・ Pat Towell and Lynn M. Williams, “FY 2018 National Defense Authorization Act,” *CRS Report*, R45013, November 8, 2017. <<https://fas.org/sfp/crs/natsec/R45013.pdf>>

(ひろせ じゅんこ)

(本稿は、筆者が外交防衛調査室在職中に執筆したものである。)

⁽¹¹⁶⁾ “President Donald J. Trump Protects America Through Lawful Detention of Terrorists,” January 30, 2018. White House Website <<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/president-donald-j-trump-protects-america-lawful-detention-terrorists/>>

⁽¹¹⁷⁾ “Remarks by President Trump at Signing of H.R. 2810, National Defense Authorization Act for FY2018,” December 12, 2017. White House Website <<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/remarks-president-trump-signing-h-r-2810-national-defense-authorization-act-fy2018/>>

⁽¹¹⁸⁾ 予算管理法に基づく国防予算の上限については、廣瀬 前掲注(2)参照。なお、予算管理法制定後、国防予算の上限は数次にわたって引き上げられており、最近では 2018 年超党派予算法 (Bipartisan Budget Act of 2018, P.L.115-123) により 2018 会計年度及び 2019 会計年度の上限が引き上げられた。